

神奈川県水道事業広域連携調整会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県水道事業広域連携調整会議（以下「会議」という。）に関して、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 県内の水道の基盤強化のため、市町村の区域を超えた水道事業者等の多様な広域連携等について、総合的に調整し、合意形成を図ることを目的とする。

(所掌)

第3条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 広域連携の総合的な調整及び合意形成に関すること
- (2) 神奈川県水道ビジョンに関すること
- (3) 神奈川県水道広域化推進プランに関すること
- (4) その他広域連携等に関し必要な事項

(組織)

第4条 会議は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 会議に、会長1人及び副会長1人を置く。
- 3 会長は、神奈川県政策局政策部長をもって充て、副会長は、神奈川県健康医療局生活衛生部長をもって充てる。

(会議の開催)

第5条 会議は、会長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

- 2 会長は、必要に応じて構成員の代理出席を認めることができる。
- 3 会長は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 会議は原則として非公開とする。
- 5 議事録は会議の終了後公開する。
- 6 会議における主たる審議事項が、第3条第2号に掲げる事項となる場合は、副会長が、前各項に掲げる会長の職務を代理することができる。

(幹事会)

第6条 会議は、その所掌事項に係る審議を円滑に進めるため、幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2に掲げる職にある者及び組織の職員をもって構成する。

3 幹事会に、幹事長1人及び副幹事長1人を置く。

4 幹事長は、神奈川県政策局政策部土地水資源対策課水政室長をもって充て、副幹事長は、神奈川県健康医療局生活衛生部水道事業調整担当課長をもって充てる。

5 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

6 幹事長は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めることができる。

7 幹事会は原則として非公開とする。

8 幹事会における主たる審議事項が、第3条第2号に掲げる事項となる場合は、副幹事長が、前3項に掲げる幹事長の職務を代理することができる。

(事務局)

第7条 会議及び幹事会の事務局は、神奈川県政策局政策部土地水資源対策課水政室に置く。

2 事務局の事務は、神奈川県政策局政策部土地水資源対策課水政室及び神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課が連携して担う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議等の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則 この要綱は、令和3年6月18日から施行する。

附則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和5年6月21日から施行する。

附則 この要綱は、令和6年4月15日から施行する。

附則 この要綱は、令和7年4月15日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

- 神奈川県政策局政策部長（会長）
- 神奈川県健康医療局生活衛生部長（副会長）
- 横浜市水道局水道技術管理者
- 川崎市上下水道局水道部長
- 横須賀市上下水道局技術部長
- 小田原市上下水道局水道技術担当局長
- 三浦市上下水道部長
- 秦野市上下水道局長
- 座間市上下水道局長
- 南足柄市都市部長
- 中井町上下水道課長
- 大井町生活環境課長
- 松田町環境上下水道課長
- 山北町上下水道課長
- 開成町都市整備課長
- 箱根町環境整備部長
- 真鶴町上下水道課長
- 湯河原町水道課長
- 愛川町水道事業所長
- 相模原市都市建設局土木部長
- 清川村環境上下水道課長
- 神奈川県企業庁技監兼水道部長
- 神奈川県内広域水道企業団建設部長

別表 2（第 6 条関係）

- 神奈川県政策局政策部土地水資源対策課水政室長（幹事長）
- 神奈川県健康医療局生活衛生部水道事業調整担当課長（副幹事長）
- 横浜市水道局
- 川崎市上下水道局
- 横須賀市上下水道局
- 小田原市上下水道局
- 三浦市上下水道部
- 秦野市上下水道局
- 座間市上下水道局
- 南足柄市都市部上下水道課
- 中井町上下水道課
- 大井町生活環境課
- 松田町環境上下水道課
- 山北町上下水道課
- 開成町都市整備課
- 箱根町環境整備部上下水道温泉課
- 真鶴町上下水道課
- 湯河原町水道課
- 愛川町水道事業所
- 相模原市都市建設局土木部道路計画課及び津久井土木事務所
- 清川村環境上下水道課
- 神奈川県企業庁企業局水道部
- 神奈川県内広域水道企業団